

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 9 月 定 例 会 ——

令和3年9月16日（木）

開 催 日 時 令和3年9月16日（木） 午後2時00分～午後3時59分
開 催 場 所 505会議室
出 席 委 員 古川正之 教育長
三町章 教育長職務代理者
山口有紀子 委員
丸山憲子 委員
青木雅代 委員
説明のための出席者 川上吉晴 教育部長
国富尊 教育指導担当部長兼指導課長
市川裕之 教育総務課長
飯島健一 学務課長
中村和哉 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
豊田剛志 指導主事
坊本朋久 指導主事
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 3名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会9月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は丸山委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（8）、議案第29号から第31号までは、人事案件及び

個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

－賛成者挙手－

○古川教育長

ありがとうございます。挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(委員報告事項)

○古川教育長

はじめに、委員報告事項を行います。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会について、報告をお願いいたします。

○三町教育長職務代理者

委員報告事項(1) 東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会について、報告いたします。

理事会は、8月27日金曜日に書面開催されました。資料No.1の理事会次第の項目順に、主なものを報告いたします。

はじめに、報告等の(3)今年度の研修会ですが、第1回目は令和3年10月8日金曜日に、明治大学教授「教師を支える会」代表、諸富祥彦氏を講師に、オンライン開催する予定です。

第2回目は、令和4年2月17日木曜日に、認定NPO法人、芸術と遊び創造協会理事長、多田千尋氏を講師にお招きする予定です。

次に、(4)ブロック別研修会ですが、小平市が所属する第3ブロックは、令和4年1月20日木曜日に、旧日立航空機株式会社変電所の視察などを行うこととなりました。

(事務局報告事項)

○古川教育長

では、次に事務局報告事項を行います。

(1) 小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(1) 小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意についてを報告いたします。資料はございません。

本件につきましては、教育委員会委員の三町章氏が、来る9月30日をもって任期満了となりますところ、市議会9月定例会の初日の本会議におきまして、再度、三町委員を教育委員に

任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

○古川教育長

次に、(2) 市議会9月定例会について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(2) 市議会9月定例会についてを報告いたします。

市議会9月定例会は、9月7日から9月30日までの会期により開会中でございます。

議会初日の9月7日につきましては、先ほどご報告したとおりでございます。

資料No.2をご覧ください。

9月8日から10日までの3日間には、一般質問が行われました。一般質問は26人の議員から57件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、20件ございました。

13日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、令和3年度小平市一般会計補正予算(第8号)及び、意見聴取がありました、小平市立学校冷暖房設備整備基金条例が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌14日開催の生活文教委員会におきましては、自閉症・情緒障害特別支援学級を設置することについての請願について審査がされ、採択すべきものと決定いたしました。

なお、9月30日の本会議最終日にて、ただいま申し上げました2議案の議決及び請願の採択がなされる予定でございます。

○古川教育長

次に、(3) 新型コロナウイルス感染について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(3) 新型コロナウイルス感染についてを報告いたします。資料はございません。

先月の定例会から9月15日水曜日までに、市立学校に勤務する教職員4名、委託事業者の従業員2名の感染が確認されました。また、市立学校に通う生徒4名の感染が確認されたため、これを公表いたしました。児童・生徒の感染者につきましては、校内に濃厚接触者がいないなど、施設内の感染拡大のおそれが少ないと判断される場合は非公表として取り扱っております。

各学校では、感染予防対策を徹底しつつ、教育活動を継続しております。

なお、新型コロナウイルスへの感染については、個人が特定されないよう、学校名等は公表しておりません。

緊急事態宣言が再度延長されるなど、都内の感染状況は、いまだ厳しい状況にあります。教育委員会では、教職員に対し、教育活動の継続は学びと心身の育ちを止めないためには不可欠であることの理解を促すとともに、学校においては、令和3年8月30日版の小平市立学校版感染症

予防ガイドラインに基づき、学校内にウイルスを持ち込まないための感染源を絶つこと、ウイルスの広がりを防ぐための感染経路を絶つことを柱として、改めて感染予防対策の徹底を図り、教育活動の継続ができるよう感染防止に努めてまいります。

○古川教育長

次に、(4)小平市特別支援教育総合推進計画後期計画令和2年度進捗状況について、説明をお願いいたします。

○国富教育指導担当部長

事務局報告事項(4)小平市特別支援教育総合推進計画後期計画令和2年度進捗状況についてを報告いたします。

資料No.3をご覧ください。

このたび、小平市特別支援教育総合推進計画後期計画令和2年度進捗状況を取りまとめいたしました。本計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間を対象期間とし、乳幼児期から学校卒業後までを見通した特別支援教育を全庁的に推進するもので、毎年度、実施状況を確認し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、中村教育施策推進担当課長から説明させます。

○中村教育施策推進担当課長

本計画は、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、小平市の全ての子どもたちが生き生きと育っていくことを目指して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係各課が連携し、平成28年3月に策定したものでございます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を一部中止した施策もございですが、代替措置等を行い、各課との計画にのっとり、後期計画の最終年度として事業を推進いたしました。

教育委員会の事業で昨年度の特徴的なものを申し上げますと、資料No.3の11ページ、上から2段目、特別支援教室の設置において、令和3年度からの中学校特別支援教室全校導入に向けた教室工事及び教材、備品の購入、巡回指導を行うための体制との協議を行いました。

今後につきましては、進捗状況について、9月下旬に議会に配布をした後、ホームページに掲載するとともに、市政資料コーナーでの閲覧に供してまいります。

○古川教育長

次に、(5)第4次小平市子ども読書活動推進計画令和2年度進捗状況について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項（５）第４次小平市子ども読書活動推進計画令和２年度進捗状況についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

このたび、第４次小平市子ども読書活動推進計画の令和２年度進捗状況を取りまとめました。

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を対象期間とし、０歳から１８歳までの子どもの読書環境の整備を全庁的に推進するためのもので、毎年度、進捗状況を確認し、公表しているものでございます。

詳細につきましては、利光中央図書館長から説明させます。

○利光中央図書館長

それでは、進捗状況の詳細につきまして、ご報告いたします。

資料４の１、A４縦長の概要と書かれたものをご覧くださいと思います。

初めに、１、計画について説明いたします。まず、計画の位置づけでございますが、本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定をしており、小平市教育振興基本計画や関連する個別計画との整合を図りながら、小平市における子ども読書活動の推進に向けた施策の基本的方向を示すものでございます。

計画の目的は、０歳から１８歳までの子どもの読書活動を推進するために、家庭、学校、地域、図書館が連携し、小平市における子どもの読書環境の整備を総合的、計画的に推進することを目的としております。

３の計画の対象期間でございますが、令和２年度から令和６年度までの５年間としております。今回の令和２年度は本計画の初年度でございました。

次に、進捗状況についてです。資料のうちで横長で７枚ほどつづっている進捗状況のほうをご覧ください。

本計画では全部で４２本の施策項目を設けていますが、これらを家庭、学校と図書館、地域に分けて取りまとめております。

まず、３ページからの家庭における読書活動の推進での令和２年度の特徴的な事項といたしましては、No.1のところの乳幼児とその保護者へのサービスの下段のところ、短い滞在時間で本を効率よく選んでいただけるよう育児関係の本をパックにして貸出しをする、子育て応援セットを作成いたしました。

それから、同じく３ページのNo.2のブックスタートの実施では、三、四か月児健康診査時、絵本と赤ちゃんの絵本リスト、それから、図書館の利用登録申込書をセットにして手渡しました。

コロナ禍以前から対面の絵本の読み聞かせを行っておりましたが、今年度におきましては、感染予防のため読み聞かせは中止をいたしました。

それから、４ページのNo.4のこれから子育てをする方へのサービスでは、「プレパパ・プレママおはなし会」開催を検討いたしました。感染予防のため中止といたしました。

それから、6ページからの学校等における読書活動の推進では、No.4、学校における図書館資料の活用で、図書館から調べ学習用図書の貸出しを実施しましたが、学級文庫への貸出しは学校の臨時休業や図書館臨時休館の影響で中止いたしました。

それから、9ページからの図書館・地域における読書活動の推進では、10ページになりますが、No.6、子どもたちにとって魅力ある図書館の環境整備で、中学生、高校生を対象にしたなかまちテラスティーンズ委員会をリモートで開催し、委員の中高生たちが自分たちで対象に選んだ本の作者の方とオンラインで交流会を開催し、読書に対する興味や関心の高揚に寄与いたしました。

また、縦長の1枚の資料のほうに戻っていただいて、裏面でございます。

裏面の3の計画の検討体制と今後の予定でございます。令和2年度の進捗状況の報告及び情報共有を令和3年8月に市内の小平市子ども読書活動推進計画検討委員会を書面で行ったところでございます。

また、今後の予定でございますが、9月29日の図書館協議会で報告を行いまして、9月30日には市議会議員への配付、またホームページでの公表を行う予定でございます。

○古川教育長

次に、(6) 寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(6) 寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

1は、金1万円を匿名希望の方より、小・中学校におけるICT環境の整備への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

2は、スポットクーラー3台を中島食品工業株式会社代表取締役中島誠様より、小平市立小平第五小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

3は、金246円を匿名希望の団体より、小・中学校におけるICT環境の整備への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○古川教育長

次に、(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○川上教育部長

事務局報告事項(7) 小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.6のとおりでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長から説明させます。

○市川教育総務課長

後援名義等の使用承認について、本日報告いたしますのは2件でございます。うち新規申請は1件ございまして、受付番号23番、中学生向けお仕事体験イベントです。学校法人三幸学園（立川校）、東京保育医療秘書専門学校、東京ビューティー&ブライダル専門学校が主催する事業で、専門学校内に職業体験ブースを設置し、中学生に対して様々な職業体験の場を提供することで、中学生のキャリア教育の支援を目的に開催するものです。

その他の1件は、過去に承認しているものでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山口委員

報告事項の（3）新型コロナウイルス感染についての質問です。9月の新学期が始まる際に我が家も学校や子どもを通して新しいガイドラインや今後気をつけるべきこと、心配な場合は休んでくださいという通知を受け取りました。保護者が心配になっているタイミングで、とても丁寧に発信してくださったので、心強いと思いました。

一方で、体調が少し悪い場合は休むよう子どもたちをお願いしているのですが、休んだ期間に受けられなかった授業をどうするのかという話がないように思います。これから受験や定期テストがありますので、休むことを躊躇する子どもたちも出てくると思います。休んだ期間の授業の保障、学習保障について、学校の先生方で検討されているのか。まず1点目の質問です。

もう一点は、やはり今後、学級閉鎖、学校閉鎖の可能性が考えられる中で、オンラインで子どもたちとコンタクトを取っていくことは、一つ有効な手段かと思っているのですが、前回の定例会のときに個人のタブレットの持ち帰りは令和4年度以降というお話でした。これは変わらず令和4年度以降を想定しているのか。それとも早めて今年度から使えるように検討しているところなのか。この2点について教えてください。

○中村教育施策推進担当課長

1点目の休んだ期間の学習の保障についてですが、休んでいる期間の授業内容を伝え、課題を家庭に配付・回収することで、学習が継続できるよう各学校で工夫しているところです。

また、2点目とも関連しますが、先日、1人1台の学習者用端末の接続試行として、児童・生徒が家庭に持ち帰って接続の確認をしました。今後、長期で欠席する場合には、臨時的に端末を使って一定程度学習を保障することもできるのではないかと考えております。

2点目の家庭への持ち帰りの開始ですが、令和4年度から持ち帰りを始めることに変更はありません。ただし、臨時休業やコロナ不安のために登校できなくなったときには、個別の対応として学習者用端末を持ち帰って学習することを検討します。

○山口委員

本人に症状が出ていない場合でも、家族に少し症状がある場合は休んでほしいということですし、濃厚接触者になった場合はかなり長い期間休まなくてはいけなくなります。もちろん今までの欠席の考え方で、1日、2日の休みであれば家庭にプリントを配付するなど十分対応できたかと思いますが、それが1週間、2週間と続いた場合、やはりプリント配付や学校の先生からの放課後の電話だけでは、学習を保障できないと思います。万が一の場合、子どもたちが安心して休める代替案を考えて、しっかり発信していただきたいと思います。

その一つとして、オンライン授業です。もし、自宅待機になってしまった場合に、授業を家で視聴できるような形も一つの有効な手段かと思います。具体的には令和4年度以降ということですが、受験もこれから本格化していきますので、万が一の場合にそういった対応ができるよう早めに検討していただきたいと思います。

これは印象ですが、今、子どもたちの間で、ワクチンを接種した子と接種していない子がいる状態です。早い子では、小学校6年生で接種できる子がいますが、部活をやるならワクチンを接種しなければいけない、ですとか、ワクチンを接種したから遊びに行こうかといったことが、子どもたちの間から毎日聞かれるようになってきました。接種をする、しないは、各家庭で考えることです。ワクチンを接種していないから部活を一緒にやるのは嫌だとか、試合に行くなら接種して当然といったことを、子どもたちが口にしていくような状態ですので、難しいと思いますが、学校からもうまくフォローしていただければいいのではないかと感じています。

○古川教育長

ご意見ということでもいいですか。

○山口委員

意見です。

○古川教育長

コロナのことが先に出ましたので、コロナ関係で何かご質問、ご意見等ありますか。

○丸山委員

8月30日に新しいガイドラインが出たということですが、これまでのガイドラインとどういうところが変わったのでしょうか。

○松田指導主事

8月30日に小平市立学校版感染症予防ガイドラインを改訂いたしました。大きな変更事項として、まず、1点目として、「感染源を絶つこと」として、先ほど山口委員からございました、普段と体調が少しでも異なる場合は、児童・生徒、教職員とも自宅での休養をすることといたし

ました。「家族等同居者とともに同様の症状が見られる場合は登校・出勤を控えてください」と明記しました。

2点目といたしましては、「感染経路を絶つこと」として、児童・生徒、教職員の小まめな手洗いやせきエチケット、消毒を徹底するという点について、詳しくより細かく明記しております。

また、マスクの着用につきましては、「適切な着用方法を指導するとともに、できる限り不織布マスクを推奨する」ということも追記しております。

また、「換気の徹底」というところで、「教室の可能な限り常時開放すること。窓開けが可能であれば、常時二方向の窓を同時に開けて行う」と明記しております。

○丸山委員

前回、三町委員からガイドラインを見直していくべきだというお話がありましたが、現状に沿うよう新しい情報に変えていき、いつも意識を高く持つことが重要だと思います。

また、先ほど山口委員のおっしゃったChromebookの持ち帰りについて、こういう時期だからこそ、令和4年度からというのではなく、いろいろなパターンでどう使えばいいのか、どういうソフトや教材を使うべきかといった実験が必要だと思いますので、今から適宜進めてほしいと思います。

○古川教育長

では、ほかに。青木委員、何かありますか。

○青木委員

今、持ち帰りのChromebookの話が出ましたが、私たちは学校訪問の際に、そのすばらしい使い方をよく見させていただいていますが、保護者は、学校で子どもたちが使っているものを、今回、試験的に持ち帰って、初めて見えています。保護者も、何度か持ち帰ることによってどういうものを使ってどんなことができるのかを理解でき、子どもでは分からないところを手伝うことなどができるようになると思います。やはり前倒しになるのかもしれませんが、こういう状況の中ですので、機会があればなるべく持ち帰って、家庭の中でも使える環境を整えていければ良いと思います。

○古川教育長

ご意見ということでもいいですか。

○青木委員

意見です。

○三町教育長職務代理者

小平ではありませんが、公立の中学校で、教師と一年生、二年生、三年生ともに一斉に感染が発見され、学校閉鎖をしたという情報があります。小平の本当の状況はどうかといった情報がありません。新聞で、何人ぐらい感染したか程度がわかるだけで、多摩小平保健所のひっ迫状況や対応の状況、または小平消防署管内での救急車の状況など、全く情報がありません。そういう中で、子どもたちの安全をどう保つのかを考えなければいけないということで、可能な限り関係機関に情報提供を働きかけて、状況を把握しながら進めたいと思っています。そうでなければ、単なる不安、あるいはほかの状況の中で判断しているということになるため、少し危険ではないかと感じています。

都内で実際に、中学校でもクラスターが発生して学校閉鎖が起こっているという現状もあることから、8月30日の新しいガイドラインで対応すればいいわけでは決していない。さらにどうしていくかを考えながら教育活動を行ってほしいと思っています。ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、タブレット端末の話がありましたが、私も基本的には学校に子どもが何週間も来られない場合には、家庭で教室での授業にそのまま参加できるような環境にするべきだと思っています。これは令和4年度からではなく、そういう場合には現状でもそうするべきだと思っています。各学校の状況に任せるのではなく、小平市の場合には、どうしても自宅にいななければいけない子に対しては、クラスの授業に参加できる環境を作ろうと思えば作れるのですから、ぜひやってほしいと感じました。

9月からスタートしたデジタル庁のホームページを見ると、準備段階でGIGAスクール構想に関する課題について、保護者と子どもと教員にアンケート調査を行い、集計結果を公表しています。

その中でも、通信回線、高速大容量との課題が書いてありますが、今出ていたように子どもに端末を持ち帰らせてくれないという意見がある。小平では令和4年度からになっていますが、端末はあるのだから持ち帰らせてほしい。

また、今課題となっているようなことについて、国の対応が書かれていますが、それを待っていたら現場で先生が動けない。内容を見ても、このまま待っていたらいつになるか分からない。そうであれば、小平の学校に関しては、課題を解決してから使えるようにしようという発想ではなくて、使わせるためにはどうやって解決するかという思考の転換をしていただき、できるだけ子どもたちが学べる環境を作ってほしい。これは今回、コロナ関連に関して、ICTの活用ということで感じるところですので、ぜひ、検討いただけたらと思います。

○古川教育長

ご意見でよろしいですか。

○三町教育長職務代理者

意見です。

○古川教育長

分かりました。

では、コロナ関係以外で、ご質問、ご意見等がありますか。

○三町教育長職務代理者

特別支援教育総合推進計画の2年度版についての質問と、表記に関わってお聞きしたいと思います。

まず、小平市特別支援教育総合推進計画ということで、全体的に子どもが生まれてから成長し、就学していくまでを一貫した形で進めていくという考え方は大いに賛成ですし、すばらしいという前提で話させていただきます。

大きくは二つですが、一つは部局によってまだ表現に差があり、まだ課題があるものが何件か見られると思います。

例えば学校関係で、9ページの「就学先の選択や円滑な接続を支援します」というところで、1番の就学支援委員会・就学相談の実施で、事業内容の最後の3行のところで、「就学支援委員会の構成員の充実を図り、支援していきます。」と書かれています。取組内容は、継続実施と書かれています。構成員の充実を図りながらやっていきますというのを継続実施というのは、構成員の充実を毎年図っている印象で、構成員を1人増やす、別の専門の職を置くなど、そういう方向だと思います。継続実施という表現が事業内容から整理されたのか疑問に感じたところです。

次に、10ページの6番の「小・中学校間の円滑な引継ぎ」というところで、実績では学校生活支援シートの作成件数が示され、ほかのところでも同じものが再掲されているため、何かもつと事業内容に即した実績はないのかと疑問に思いました。

特別支援教室や通級での指導というのは、ある程度就学相談と関わった上で、当然シートが作られるため、100%で当たり前だと思います。そのほかの子どもたちについて、どうやってケアするかが課題だと思います。毎年当たり前に100%、90%と書くというのはどうなのか、ほかに方法がないのかと感じております。

次に、11ページの「特別支援学級の設置」の事業内容で、固定制は小学校6校、中学校5校、特別支援教室は小学校19校、中学校3校に設置していますが、これは事業内容なのか。これはいつの現状なのかということです。

それに対して取組は、令和2年度実績であるのに、令和3年度に全校に設置を完了したとあり、全然整合性が取れていない。そういうところをしっかりとっていただきたいと思います。

そのほかに、表現上の問題が気になります。

内容的にお聞きしたかったのは、一つは、16ページの21番、「副籍制度の推進」のところ。副籍制度が制度化されてかなり経っていますが、形は交流しているけれども、交流が進まないというのが実態です。こうしてみる限りでは、副籍を持つ児童・生徒、基本的には市内の特別支援学校に行く子は大体副籍として地域の学校にあると思います。直接交流又は間接交流の実施ということで一緒になっていますが、実際学校に行けないから学校だよりをもらう間接交流と、

直接な交流である直接交流の実績が見えないので、これをぜひお示しいただきたい。今、分かるようであれば教えてください。

次に、18ページの⑧「卒業後の機関に支援をつなげます」の1番の「進路先、関係機関との連携」で、事業内容は中学校を卒業した後のことで、「チャレンジスクール等の進路先や関係機関に、個別の教育支援計画をはじめ支援に必要な情報を保護者の承諾を得て提供し、継続した支援に生かします。」は、小・中学校で切れるのではなくて、中学校から高校までつなげていく大変すばらしい取組で、なかなか難しいと思います。ただ、都立高校では全校に令和3年から特別支援教室がつくられます。令和2年度の実績として、チャレンジスクール等にこのような形で具体的に活用された、などがあって初めて実績になると思います。周知を図ることが実績になるという、そういう姿勢が残念です。特別支援等の計画については以上です。

また、市長部局でも表現上気になるところがありますので、できるだけ整合を取っていただきたいと思います。

○古川教育長

今、5点ありました。

○中村教育施策推進担当課長

表記上のことにつきましては、ご指摘いただいたことを今後に生かしてまいります。

副籍制度の直接交流と間接交流の内訳ですが、正確な数字は今持ち合わせておりませんので申し上げますが、昨年度はコロナ禍の中での交流でしたので、多くが間接交流となっています。また、数名は直接交流を行っております。

進路先との連携ですが、周知を図っておりますが、これによって、実際に生徒がどのように自分の進路に生かしたかということまでは把握できておりません。

○三町教育長職務代理者

分かりました。こういう方向性でまとめるのであれば、そこは押さえておかなければいけないことだと思います。分からないなら聞かなければならないと思います。例えば、直接交流であれば、今年度は何人ぐらいが具体的にどんな形での交流を図ったということをきちんと情報として得てほしいですし、中学校卒業後に関わっては、やはり学校からきちんと聞き取って、どんな形で今回活用したのか。そうしたことから、この推進状況が具体的に見えてくるのではないかと思います。つまり、つなぎのところはそこまでしっかりやっていくことでアピールできるのではないかと思いますので、ぜひ、よろしく願います。

○古川教育長

では、特別支援教育総合推進計画に関して、ほかの委員の皆様、何かございますか。

○山口委員

全体的な感想です。小平市では特別支援教育に積極的に動いていただけているのだろうということは資料を拝見して分かったところです。

先ほど三町委員のお話にもありましたが、例えば、支援シート作成率100%という数字、これは先ほど三町委員は、100%作って当然と話されたのですが、現場にいない私からすると、支援シート100%と書いてあることで、全部作られたのだと安心します。作るのは当然であるという前提が一般の人には分からないので、支援シートを何件作るとニーズを満たした100%であった、という表記をしてくださった方が、私はとても分かりやすいと感じました。

それと同じことですが、例えば、12ページの7番の「巡回相談員の派遣」ということで、各学校に心理士、作業療法士などを派遣した回数を書いてあります。この回数も、これが多いのか少ないのかは、一般の人から見ると全く分かりません。これが現場のニーズを満たしているのかどうか。先生や子どもたち、家庭からこれで十分だ、足りていると言われている数字なのか。またはもっと増やしてほしいと思われている数字なのか。資料を一般に公開するのであれば、特別支援の現場のことが数字で全く分からないような方にも内容が伝わる表記を心がけていただきたいと感じました。

○古川教育長

では、ほかによろしいですか。

○丸山委員

皆さんがおっしゃっていることと同じですが、例えば12ページの6番は配置時間を延べ時間で書いてありますが、5番の介助員は人数で書いてあります。ほかのところも回数で書いてあるので、そういう意味では、分かりづらい。何に対して何時間であるとか、具体的な数値が伺えればいいと思います。

三町委員もおっしゃっていましたが、16ページの副籍制度についても、おそらく延べ人数ではないと思いますが、1人が年に1回だけの交流だったのか。内容が見えてこないのが、実績と書いているならば、もう少し数値だけではなく具体的な例があったほうがより分かりやすいと思います。

先ほど山口委員もおっしゃったように、数値化することは難しいですが、100%の中でどういうふうにしたのかという文章表現がもう少しあってもいいのではないかと思います。

○古川教育長

今の100%に関して、先ほど三町委員からは、特別支援教室やその子どもたち以外の子どもたちに関してどの程度取り組んでいるのかを知りたいというお話だったと思うのですが、それに関して答えられるところがあれば。

○国富教育指導担当部長

100%というところに関しては、おっしゃるとおりでして、今期計画を策定した時点では、平成19年から特殊教育から特別支援教育に変わって、徐々に進んでいる中で、まだ100%ではない状況でしたので、恐らくそこからずっと継続して、今は当たり前の状況になってきました。

加えて、16ページの21番の副籍につきましても、これも平成26年に特別支援学校に入学する際に副籍をきちんと決めるという取り決めができましたので、これも100%です。ただその内容については、特別支援学校と副籍校、市立学校ですけれども、その中で報告書を毎年一人一人作成して、状況は詳しくつかんでいるところなのですが、ここにどう盛り込むことかはこれから研究していかなければならないと認識しております。

○丸山委員

分かりました。ありがとうございました。

○古川教育長

特別支援教育はよろしいですか。

では、それ以外で、ご質問、ご意見等。

○青木委員

報告事項の5番の読書活動推進計画について、小平市近辺において活動が制限されている中では、本当に読書の時間や本の世界に親しむというのは大切な時間だと思います。

小平市においては、いろいろな対策をして今の状況の中でも開館していただいているのは大変ありがたいことだと思います。近隣でも図書館や公民館を閉めてしまっているところがありますが、本に触れられる時間があるのはいいことだと思いますので、今後もできる限りの対策をして開館してほしいと思います。また、行事も中止となっているものもありますが、それに替わることなどもいろいろ考えていただき本当にありがたいと思っています。

学校図書の7ページのところに、学校図書の購入、廃棄基準の整備というのがあり、なかなか自分の持っている本を捨てることがないので、廃棄するときの基準がどうなっているのか。例えば、中央図書館では、地域のリサイクル本などとして何か月に一回地域の方々に提供されている本があると思いますが、学校図書もそのような活用や学級での活用などは考えられないのかと思います。どの程度になると廃棄されてしまうのかが気になりました。もし、活用できるのであれば、そういう活用の方法も考えられないかと感じました。

○飯島学務課長

手元に学校図書を廃棄する細かい資料は持っておりませんが、廃棄するときは非常にぼろぼろになったり破けたり、シミがついている。また発刊された後、何十年と経過している本など、リサイクルにも耐えられないような本を廃棄させていただいております。使える本はなるべく学校

内で使うようにしております。

○青木委員

本というのは、余りに汚れていたり汚かったり修復が不可能であれば子どもたちも手に取ることがないと思いますので、新しいものにしていくといいと思いますが、なるべく使えるものは使ってください、より多くの本を子どもたちの目に触れるところに置いていただきたいと思います。

○利光中央図書館長

図書館としても本の廃棄の基準を持っておりまして、例えば社会情勢の変化で現実と変わってしまったものなどについては廃棄を行っております。

また、その他の理由で、古くなった場合は、まずは補修をして何とか利用した上で、その後ぼろぼろになってしまった場合には廃棄しております。

○丸山委員

子どもの読書活動推進についてですが、ホームページが充実しており、ホームページ上で積極的に取り組んでいるのが本当によく分かります。最近では、夏前に「ネットde古文書講座」というページが作られており、くずし字に慣れようということで、実際に小平市内にあるそば屋のくずし字を紹介し、問題とさらに細かい解説があるなど、とても生涯学習に役立つホームページを作られていました。

そのほかにも、子どものための図書館子ども新聞など、図書館に行かなくてもホームページ上でいろいろな情報を得られます。さらに、この古文書講座もそうですが、実際に参考文献が提示されており、今度図書館に行ってみようという行動につながられているので、ぜひ、積極的にこういうホームページも活用していただきたいです。ただ、そこにたどりつかない、ホームページを見ないと逆に分からないということもありますので、ぜひ、違うところでもホームページでの取組を広報していただきたいと思います。

○利光中央図書館長

古文書のページをご覧くださいありがとうございます。本件については、市報等にも掲載しておりますので、閲覧、利用が増えてくればと考えております。

○山口委員

私も読書活動推進計画の資料についての感想です。たくさんのお仕事を工夫してやっていただけているのは資料を見てよく分かったのですが、やはりこれを一般に公開するときの表現として、こういう事業を実施したという報告だけでは、実施してどんな効果があったのか、実際にその事業に参加された方からどんな反響があったのかということが分かりません。

実施した、という表現で終わっているところがたくさんあることで、事業がやりっぱなしにな

っているのではないかという印象を私は抱いてしまいました。

例えば、先ほど乳幼児をお連れのお母さんにパック貸出しを行った話もありましたが、それに対してお母さんたちがどう感じたのかということが今後の展開などのところに書いてあると良いと思いました。

ほかにも、7ページの8番の小・中連携プログラムのところで、「一部の学校においてビブリオバトルを行った」とあります。では、ビブリオバトルを行った学校と行っていない学校ではどのようなことが違ったのか。子どもたちの読書量が増した、興味が増したといった振り返りがないと、この事業の成果が資料から読み取れません。

また、例えば「ホームページで情報発信を充実しています」と書いてありますが、ホームページを工夫したことでアクセス数が実際に上がったかどうか。そういう客観的な数字があると一般の方も資料を見てよく分かる、よくご理解いただけると思います。

先ほどの丸山委員からのお話にもありましたが、読書を取り巻く環境は変わってきていますし、広報の仕方もやはり時代とともに変化しています。なぜ読書量が減ってしまったのか。本を読みましょう、読みましょうということだけではなく、どうして読書量が減ったのか。それに対してどういうアプローチをしているのかが見えてくると、ふだん図書館や学校など、あまり足を運ばない人が見たときに興味を持っていただくきっかけになるような資料を整備していただけると良いと感じました。

○三町教育長職務代理者

同じく子ども読書活動推進計画について、感想と意見ですが、この活動推進計画の進捗状況の概要を大変分かりやすく読ませていただきました。とりわけ所管課図書館の部分は大変よく書けていると思います。担当の方をほめていただきたい。今年コロナで残念ながら中止したところはしょうがないです。それに対してどうするかということ、あるいは中止したが、こんな対応をしたというのを書いています。できなかったではなく、どうやって工夫してそれに替わるものやろうとしたのかというのが読み取れますし、あるいは、今後の展開のところで、来年度はこんなふうにしていきたい。学校への貸出図書についても、具体的な方策として来年度のところに書かれています。今までと違った形で来年度はこうしたいという、今年やった上での方向性をきちんと書いてあるということで、大変いい形のものであったというのが私の感想です。

ただ一点だけ気になったのは、同じ内容ですが、2の学校等における図書活動の推進のところで、6ページのNo. 2学習情報センター機能の充実という項目と、次の7ページのNo. 9の小・中学校の学校図書館の機能の充実というところで、No. 2は所管が学校になっています。つまり学校が学習情報センターの機能を充実させると言っているわけです。ところが、内容を読むと学校ではありません。これは教育委員会なり図書館のほうで、「学校図書館司書教諭等連絡協議会において、学校図書館の機能の理解・啓発を継続して行った。」のであり、学校が行っているわけではないので、ここは明らかに対応していない。

この内容がそのままNo. 9のほうに表現されています。これは図書館と指導課と学校で連携し

ながらこの三つを充実させていく方向で連絡協議会等を開催していくことになっており、とりわけ学習情報センター等の充実が大事だと思っています。蔵書を増やすことや、そこで勉強できる、あるいはその情報を使いながら学習を進める。そうした機能がこれから学校でも必要だと思っています。そういう意味で、学校がどうなっているかを把握して、今年は去年よりも充実させていきますということを書くべきではないかと思います。

先ほどのビブリオバトルのところもそうですが、学校が主体的な読書活動を推進していくわけで、図書委員会の取組や、児童・生徒自身での主体的な読書活動の活発化に対しての学校の実績ですので、一部の学校での事例を書いたのでは、大変失礼ですが、書くこと自体に意味がないのではないかと思います。各学校でどうやって活発化しているのかと、その実績が報告です。単に一つの学校でやった事例を挙げて報告にはならないと思います。これは改善の余地があるのかどうか、教えてください。

○利光中央図書館長

項目の中でいくつかそういった整合が取れていない部分でございますが、来年になりますけれども、関係課と調整しながら表記、報告等について整合を取っていきたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

結構です。

○古川教育長

では、子ども読書活動推進計画はよろしいでしょうか。

では、それ以外で何かご質問、ご意見等あれば。

○三町教育長職務代理者

小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、(23)番の中学生向けお仕事体験イベントの主催団体について教えてほしいのですが、対象が中学生ということで、キャリア教育の一環で学びの場、この趣旨は大変いいと思っています。東京保育医療秘書専門学校と東京ビューティー&ブライダル専門学校は、年齢的にはどういう年代の子が通うのでしょうか。分かったら結構です。中学校を卒業して入れるのか、あるいは高校を卒業してからの専門学校かということです。

○市川教育総務課長

学校法人三幸学園立川校の中に医療秘書専門学校、東京ビューティー&ブライダル専門学校というのがございます。高校を卒業してから進学する一般的な専門学校の位置づけになります。

○三町教育長職務代理者

この学校の対象は、高校卒業程度ということによろしいですね。もし中学卒業で行けるなら、自分の学校の営業活動としての説明会的な印象もあり、それを後援しているのであればおかしいと感じました。

対象が高校卒業であれば、自分の将来を見据えての勉強にはなるのかと思いますので、適切だろうと思います。

○山口委員

報告事項の2番、市議会9月定例会についての質問です。2点あります。まず1点目の質問です。11ページの質問内容8、コロナ禍でも市民が安心して暮らすためにということで、(1)コロナ禍において、これまでとは違った環境の中での小・中学校の取組ということについて質問されております。この質問の趣旨は、感染予防対策についてではなく、これまでと違った環境、例えば授業で音楽の時間に歌えなくなってしまった、家庭科の調理実習ができなくなってしまった、大きな行事ができなくなってしまったという環境の中で、子どもたちの育ちと学びを保障するために小・中学校はどのように考えているのですかということであると私は捉えたのですが、質問の意図や詳細なやり取りを教えてくださいたいと思います。

○国富教育指導担当部長

まず、ご質問の趣旨の捉え方ですけれども、これまでと違ったという中身については、いわゆる従来株とデルタ株の違いと捉えました。そのことを基にして、コロナ禍での感染症対策については、そもそも感染症に感染する在り方としては飛沫感染、それから空気感染、接触感染と三つの感染の経路というのは変わらないので、変異株であっても対策としては基本同じである。ただし、そこについてより徹底をするというところで感染源を絶つ、感染経路を絶つということをより強化していきますという答弁をしております。

○山口委員

これは学校の授業や教育環境が変わったことではなく、変異株の出現などを違った環境と言っているということで納得いたしました。

次の質問です。12ページ、質問内容9の給食センターの建て替えについてです。答弁内容のところに、給食センターの生徒の受け止め方の把握で、7月に生徒向けアンケートを実施したことや、残菜量について計測していますと報告されています。給食センターのランチボックス形式が始まって、アンケートでどのような回答が出ているのか、残菜量がどうなっているかなど、結果と取り組みについて少し詳しく教えてください。

○飯島学務課長

アンケートにつきましては、御飯やおかずの量や味などについてアンケートを取りました。回

答としては、おおむね良好な回答が多く、我々も少しほっとしたところです。量については、当初足りないというお話も幾つかの学校からいただいていたのですが、アンケートを取ってみると、足りないというご意見もありましたが、どちらかというとい多いという生徒が結構おり、全体としてすごく不足している訳ではないということでした。味についても、非常に好意的な回答が多かったところです。

一方で、「どういったところを充実してほしいですか。」という要望については、デザートを増やしてほしいというご意見もありましたので、2学期以降の献立の作成には、生徒のそういった要望も取り入れながら工夫をしてみたいと考えております。

また、残菜については、昨年度までと計り方が違うので一概には比較できませんが、極端な違いは見られないところでございます。

○山口委員

給食センター移行期ですので、いい意見悪い意見どちらもたくさん出ると思います。コロナ禍ですので、保護者の方が試食会をすることや、子どもたちが食べている様子を学校で見ることができないため、保護者の中でも憶測でいろいろな情報が出てきてしまうこともあると思います。

こういったアンケートの結果を、ぜひ、家庭に届くような形で発信していただければと思います。

○飯島学務課長

ご意見ありがとうございます。献立を毎月各ご家庭に配布しており、その裏面に給食センターからのお知らせを載せております。アンケート結果につきましては、10月または11月に概略を掲載していきたいと考えております。

○三町教育長職務代理者

質問番号4の「再び部活動を目的とした越境通学を可能にするために」という質問と答弁ですが、地元の進む学校にやりたい部活動がないので、できたら越境通学をしたいなどいろいろ要望があつて質問されているのかもしれませんが、質問の本気度はどうなのか。本当に認めさせてほしいという強い思いがあるのか。あるいは地域の方からの要望があつたため、質問したのかが気になります。

小平の場合は、学区の学校に行くという方針を何度もしっかり出していますし、そのため当然厳しく、検討もしていない。あるいは他市から学ばない。それをはっきり出しているけれども、そういうスタンスに対して切り崩して、これからは柔軟にやってほしいのか。もちろん、小平の今の中学校の生徒事情、あるいは学区の線引きなどの課題も理解した上で質問しているのか。そこについて非常に疑問に思っていますので、答えられる範囲で教えてください。

○川上教育部長

今回はタイトルにも「再び」とありますとおり、以前にもご質問されておりました。保護者から意見が議員に寄せられたのを受けて、この質問に至ったということを議員からは聞いております。そのことを踏まえた市の姿勢が、この当時と変更があったのかということのをいま一度確認したいということでこの質問が出されたようでございます。

私どもの立ち位置、考え方については、この答弁内容のとおりでございますので、何か考慮しようということは考えておりませんとはっきりお伝えをしております。再質問でもこの内容についてのもは一切なく、教育長の答弁の内容を確認するということが主眼だったようでございます。

○古川教育長

ほかの委員の方々、よろしいでしょうか。

以上で、事務局報告事項を終了いたします。

(議案)

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第20号、小平市教育委員会公文書管理規則の制定についてから、議案第28号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上9件につきましては、同種のものでありますので一括して取り扱います。

○川上教育部長

議案第20号、小平市教育委員会公文書管理規則の制定についてから、議案第28号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定については、同種のものでありますので、一括して説明いたします。

本案は、市議会3月定例会にて可決されました小平市公文書等の管理に関する条例が、令和3年10月1日に施行されることに伴い、所要の規則等の制定及び改正を行うものでございます。

詳細につきましては、市川教育総務課長に説明をさせます。

○市川教育総務課長

それでは、本案の詳細についてご説明いたします。

はじめに、議案第20号についてでございますが、市立学校を除く小平市教育委員会が保有する公文書の管理が適切に行われることを確保するため、条例で規則に委任する事項を規定するとともに現行の小平市教育委員会文書管理規程の一部を移しております。

主な内容としては五つございます。1点目として、管理の体制として、課長の役割を規定し、これまでの管理責任者と電子文書取扱主任を統合し、文書取扱主任といたします。

2点目として、公文書の分類及び整理について、実施期間ごとに別に定める文書分類基準に基づいてファイル进行分类し、原則として文書の作成、取得時に将来保存期間が満了したときに歴史公文書として引き渡すものか、あるいは廃棄するものかということをおらかじめ決めておくことも規定いたします。

3点目として、公文書の保存期間について、歴史公文書の考え方を導入し、保存期間の永久を廃止して最長で30年とすることとします。

現在、永久保存に設定されている既存の文書については30年保存とみなし、条例の施行から5年をめどに引き渡し、または廃棄の選別を行っていく予定でございます。

また、1年以上保存する必要がない公文書について、保存期間1年未満を設定いたします。

4点目として、廃棄について、歴史公文書の誤廃棄及び引き渡し漏れを防止するため、保存期間に応じた措置を講じます。

5点目として、管理状況の報告について、条例第9条において、市長以外の実施期間は、毎年度公文書の管理の状況について市長に報告することとされておりますので、教育委員会及び市立学校の状況について、教育総務課長が取りまとめ、総務部総務課長に報告することを規定します。

次に、議案第21号についてですが、条例第5条第2項に基づいて、教育委員会が保有する公文書の分類基準を定めるものとして制定いたします。

次に、議案第22号についてですが、現行の小平市教育委員会文書管理規程のうち、公文書管理に関する制度的事項や基本的事項は、規則で定めることとしてこちらへ移しておりますので、文書管理規程においては、公文書を含めた個々の文書の取扱いと規定するものとして改正いたします。

具体的には、文書の作成手順や処理手順、職員が遵守すべき事項などを規定いたします。

次に、議案第23号についてでございますが、小平市立学校が保有する公文書の管理が適切に行われることを確保するため、条例で規則に委任する事項を規定するとともに、現行の小平市立学校文書管理規程の一部を写しております。主な内容は、議案第20号とほぼ同様でございます。

管理の体制として、校長の役割を規定すること。保存期間について、永久を廃止し30年を新設すること。廃棄について、歴史公文書の誤廃棄及び引渡し漏れを防ぐ措置を講ずること。教育総務課長に管理状況の報告を行うことなどを定めております。

次に、議案第24号についてですが、現行の小平市立学校文書管理規程のうち、公文書管理に関する制度的事項や基本的事項は規則で定めることとして移しておりますので、文書管理規程においては、公文書を含めた個々の文書の取扱いを規定するものとして改正いたします。

次に、議案第25号から第28号まででございますが、条例における公文書の定義に基づく表記の統一を行うため、市政情報を公文書に改めるものでございます。

最後に、ただいまご説明いたしました規則等の施行期日でございますが、条例と同じく本年10月1日といたします。

ただし、歴史公文書の引渡しに関する内容については、令和4年10月1日からの施行といたします。

○古川教育長

では、質疑に移ります。質疑は9件を一括して行います。

－なしの声あり－

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。討論は9件を一括して行います。

－討論省略の声あり－

○古川教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

はじめに、議案第20号、小平市教育委員会公文書管理規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第21号、小平市教育委員会が定める公文書の分類に関する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第22号、小平市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第23号、小平市立学校公文書管理規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第24号、小平市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第25号、小平市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第26号、小平市教育委員会が管理する市政情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第27号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第28号、小平市立学校事案決定規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。15時50分まで休憩いたします。

午後3時33分 休憩